



第2編 全体計画

第1章 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現

【施策の方向】

- 省エネ・省資源行動の促進、低公害車の普及やエコドライブ、自動車交通環境対策、新エネルギー導入促進、県・市町村における率先行動と地域活動の促進を図ります。
- 森林による二酸化炭素吸収源対策として、間伐などの森林の適正な維持・管理、県産材の利用促進、様々な場での緑化を推進します。

第1節 地球温暖化対策の推進

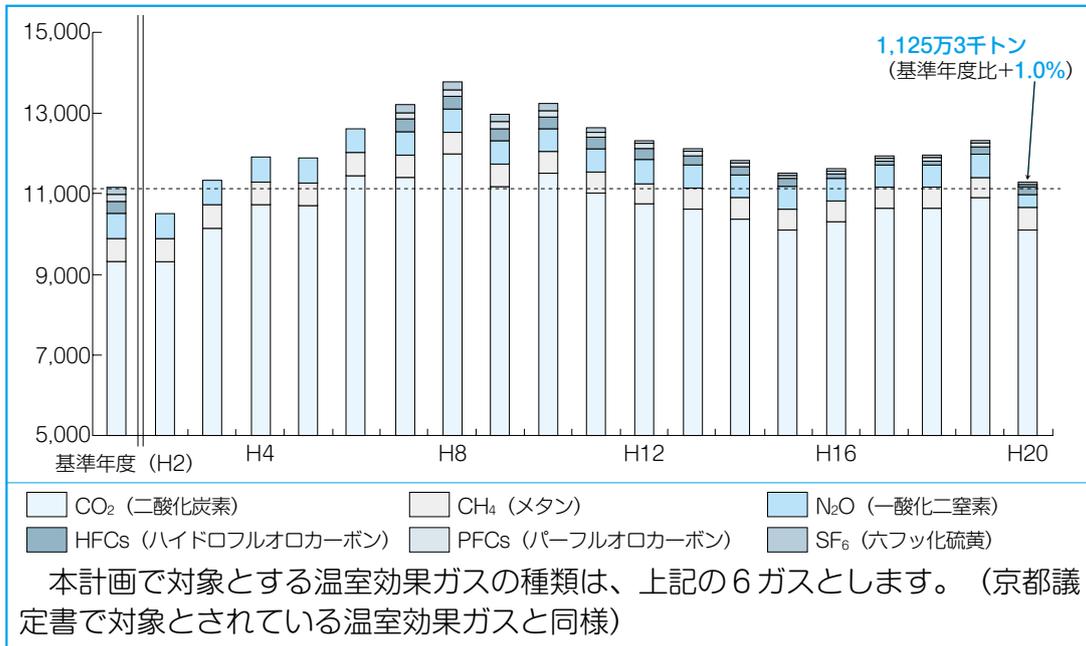
1 温室効果ガス排出削減対策の推進

(1) 県全体における温室効果ガス排出の削減

現 状

- 本県の平成20年度の温室効果ガス総排出量（確定値）は、11,253千t-CO₂と、基準年（平成2年）度比で1.0%増加しています。（図1-1）

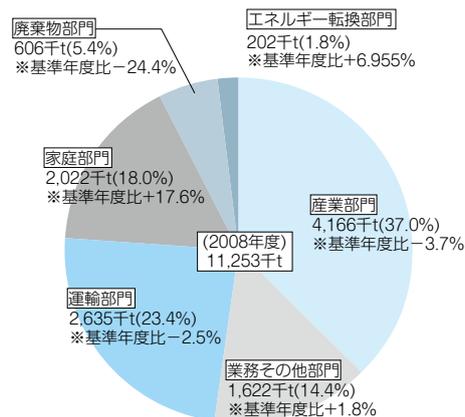
図1-1 本県の温室効果ガス総排出量の推移



○本県における温室効果ガス排出量の特徴として、産業部門と業務その他部門を合計した事業活動からの排出量が全体の51.4%を占めています。

また、運輸部門が全体の約4分の1を占めており、うち半分は自家用自動車からの排出となっています。(図1-2)

図1-2 部門別排出量



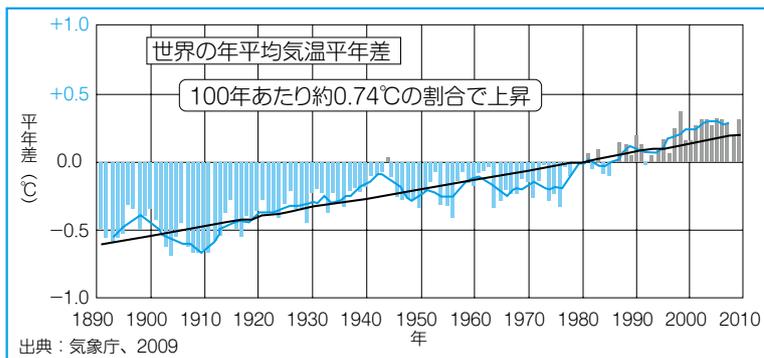
地球温暖化の世界的な状況

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が2007年11月に発表した第4次評価報告書では、地球温暖化の進行とその原因が人為起源の温室効果ガスの発生によるものとほぼ断定されました。

世界のエネルギー起源CO₂排出量 (2007年) は290億トンで、中国、アメリカ、ロシアの上位3か国で全体の46.4%を占めています。日本は4.3%で第5位となっています。

世界の平均気温は、100年間で0.74℃上昇し、最近の50年の気温上昇は、過去100年間のほぼ2倍の速度で上昇しています。

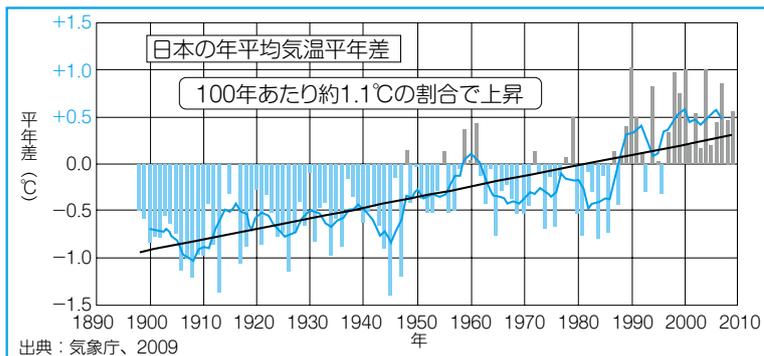
第4次評価報告書では、今世紀末までに世界の平均気温が、最小ケースでも約1.8℃ (1.1～2.9℃)、最大ケースでは約4.0℃ (2.4～6.4℃) 上昇すると予測されており、生物多様性と生態系への影響、水不足の深刻化、農業生産への影響、熱中症や感染症の増加による健康への影響、局部的豪雨や干ばつの多発等が懸念されています。



我が国の状況

我が国の温室効果ガス総排出量は、約12億8千万トン (2008年) で、基準年 (1990年) を1.6%上回っています。

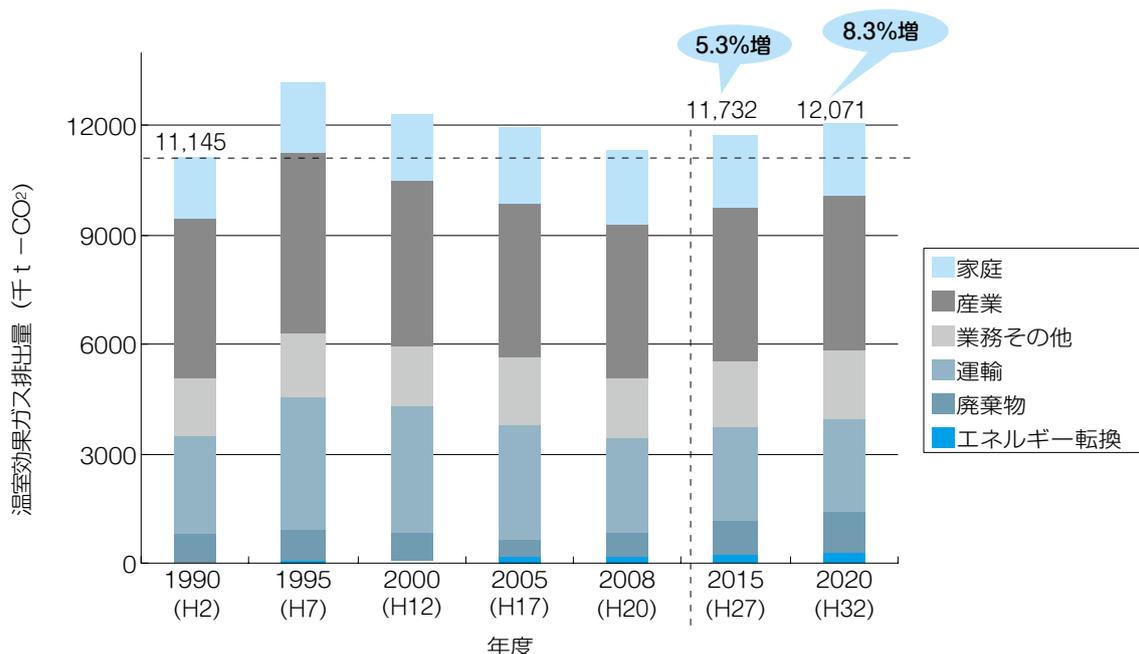
2009年 (平成21年) に国が取りまとめた「日本の気候変動とその影響」によれば、日本の平均気温は1898年以降100年当たり約1.1℃の割合で上昇しています。



課 題

- 本県における温室効果ガスの排出量は、推計によれば、2015年（平成27年）度には、基準年（平成2年）度比で5.3%の増加、2020年（平成32年）度には、基準年（平成2年）度比で8.3%増加することが予想されます。
- 温室効果ガスの排出削減のためには、県民一人ひとりが、自主的かつ積極的に行動することが求められます。また、県民、事業者、環境団体、行政等が連携し、一体となって取り組むことが求められます。

図1-3 熊本県における温室効果ガス総排出量（現状趨勢ケース）の推移



<温室効果ガス総排出量の将来推計>

- 温室効果ガス総排出量の将来推計の考え方は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（平成21年6月、環境省）に準拠し、次のとおりとしました。

- ・推計対象の対象年度は2015年度、2020年度としました。
- ・将来推計は、現状実施している対策以外の、追加的な対策を見込まない現状趨勢ケースを想定しました。
- ・温室効果ガス総排出量の将来推計方法は以下の式を基本としました。
- ・対象とする活動量については、部門別の温室効果ガス排出量と相関が高いものを用いました。（表1-1）（活動量とは各種生産額など排出活動の規模を表す指標のことです。）

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{エネルギー消費原単位} \times \text{排出係数}$$

現状で固定

傾向や将来見通しに基づき変化を予測

表1-1 部門別温室効果ガスの推計方法

部 門	推 計 方 法	
家庭部門	将来のCO ₂ 排出量＝現状のCO ₂ 排出量×世帯数の伸び率	
産業部門	製 造 業	将来のCO ₂ 排出量＝現状のCO ₂ 排出量×製造業製造品出荷額の伸び率
	農林水産業	将来のCO ₂ 排出量＝現状のCO ₂ 排出量×農林水産業総生産額の伸び率
	鉱 業	将来のCO ₂ 排出量＝現状のCO ₂ 排出量×鉱業総生産額の伸び率
	建 設 業	将来のCO ₂ 排出量＝現状のCO ₂ 排出量×着工延べ床面積の伸び率
業 務 その他部門	将来のCO ₂ 排出量＝ 現状のCO ₂ 排出量×国の業務その他部門のCO ₂ 排出量の将来予測の伸び率	
運 輸 部 門	自 動 車	将来のCO ₂ 排出量＝現状のCO ₂ 排出量×自動車保有台数の伸び率
	鉄 道 等	鉄道や海運に伴う電力消費や貨物輸送量が長期間横ばい傾向のため、現状のCO ₂ 排出量が将来においても変わらないものと仮定
廃 棄 物 部 門	廃 棄 物	将来のCO ₂ 排出量＝現状のCO ₂ 排出量×廃棄物排出量の伸び率
	代 替 フロン類	将来のCO ₂ 排出量＝現状のCO ₂ 排出量×代替フロン類の排出見込み
エネルギー 転換部門	将来のCO ₂ 排出量＝現状のCO ₂ 排出量×火力発電所の発電実績の伸び率	

※表中のCO₂は、対象となる6ガスをCO₂換算したものの。

○部門別の温室効果ガス排出量は、産業部門、運輸部門が微減であるのに対し、家庭部門、業務その他部門、廃棄物部門が増加することが予想されます。要因として、家庭部門は、世帯数の増加に伴うエネルギー消費の増加、業務その他部門は、サービス産業の割合の増加、廃棄物部門は、代替フロン類の増加が見込まれることが挙げられます。(表1-2)

表1-2 熊本県の部門別温室効果ガス排出量の将来推計

	排出量 (千t-CO ₂)		基準年度比 (%) (2008年度比)		排出量 (千t-CO ₂)	
	1990年度	2008年度	2015年度	2020年度	2015年度	2020年度
家 庭 部 門	1,719	2,022	+17.1 (-0.4)	+16.6 (-0.9)	2,013	2,005
産 業 部 門	4,327	4,166	-3.4 (-0.6)	-2.6 (+0.3)	4,180	4,215
業 務 其 他 部 門	1,594	1,622	+11.8 (+9.8)	+18.5 (+16.4)	1,781	1,888
運 輸 部 門	2,702	2,635	-3.4 (-1.2)	-4.2 (-2.0)	2,611	2,589
廃 棄 物 部 門	801	606	+10.6 (+46.3)	+32.3 (+75.0)	886	1,061
エ ネ ル ギ ー 転 換	3	202	+8,960 (+28.5)	+10,856 (+55.7)	260	315
総 排 出 量	11,145	11,253			11,732	12,071
基準年(1990年)度比		+1.0%			+5.3%	+8.3%

※表中のCO₂は、対象となる6ガスをCO₂換算したものの。

施策の方向性

- 温室効果ガスの排出削減のためには、具体的な削減目標を掲げ、その目標を県民、事業者、環境団体、行政等が共有し、すべての主体が目指すべきものとして取り組んでいく必要があります。

<温室効果ガス排出量の削減目標の設定>

- 温室効果ガス排出量の削減目標は、以下のことを踏まえ、本県の地域特性や温室効果ガスの排出状況、将来推計、今後の削減可能性等を考慮して設定します。

・地球温暖化問題に係る科学的な知見と国際的な動向

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「第4次評価報告書」や国が取りまとめた「日本の気候変動とその影響」等に示された科学的な知見を踏まえて目標を検討する必要があります。

また、地球温暖化に関する国際社会の認識は、温室効果ガスの大幅かつ早期の削減で一致しており、この流れは今後ますます強まるものと考えられます。

・国の削減目標

国は、2010年1月に「コペンハーゲン合意」に基づき、条件付きながら、2020年の排出量を1990年比で25%削減する旨の中期目標を国連に提出しました。

※条件：すべての主要国による公平かつ実効性ある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする。

また、地球温暖化対策に係る中長期ロードマップや地球温暖化対策基本法案では、中期目標（2020年に1990年比で25%削減）及び長期目標（2050年に1990年比で80%削減）が示されています。

- 温室効果ガス排出量の削減目標について、基準年度及び目標年度は、次のとおりとします。

基準年度 1990年度

目標年度

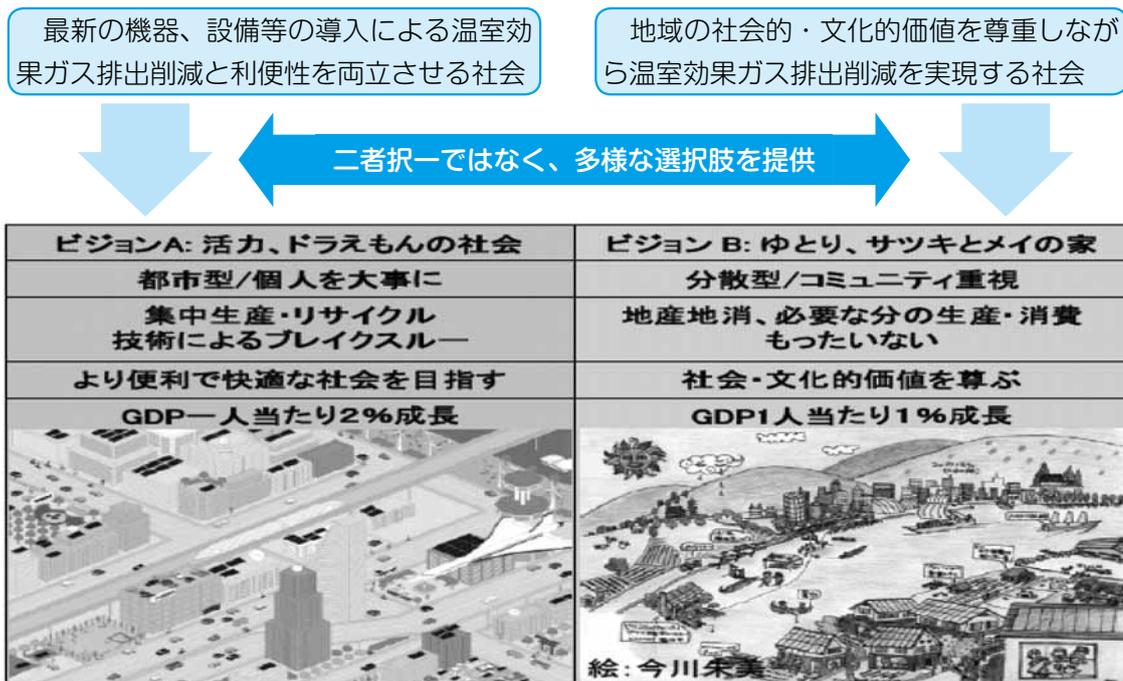
短期目標	2015年度（第四次環境基本計画の最終年度）
中期目標	2020年度
長期目標	2050年度

- 温室効果ガス排出量の削減目標の数値については、国の削減目標及び森林吸収分の取扱等の決定を受けて設定します。

<温室効果ガス排出削減に向けた取組>

- 低炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの排出が少ない経済活動と生活・消費行動への転換を図るため、最新（高効率）の機器や設備等の導入を積極的に進め、温室効果ガスの排出削減と利便性（経済活動）を両立させるとともに、社会的・文化的価値を尊重しながら、地域の特性に応じた温室効果ガスの排出削減に取り組めます。（図1-4）

図1-4 イメージの例1

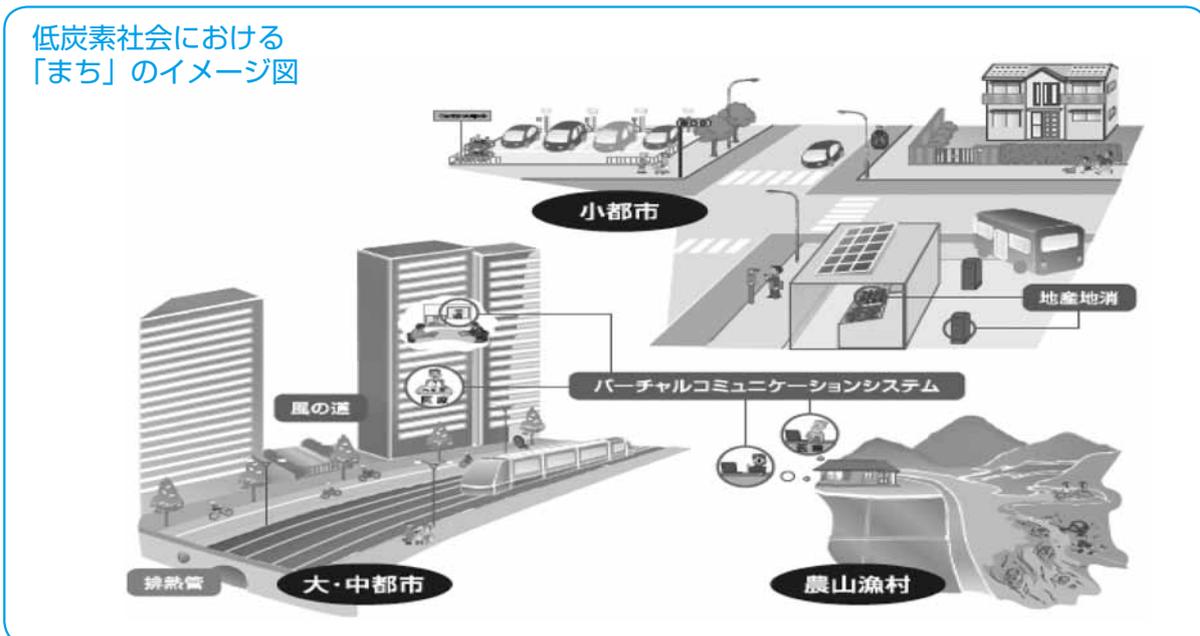


出典：「2050日本低炭素社会シナリオ：温室効果ガス70%削減可能性検討」報告書

○都市や農山漁村など、それぞれの地域特性（自然環境、地理的条件、土地利用、産業の状況等）を活かした最適な取組により、効果的な温室効果ガスの排出削減を促進します。（図1-5）

図1-5 イメージの例2

県域を都市・郊外（都市周辺や小都市）・農山漁村に分け、それぞれの社会的・地理的特性を活かした温室効果ガスの排出削減を行う社会



出典：「低炭素社会づくりに向けて」中央環境審議会地球環境部会 報告書

まちの規模と低炭素社会の構成要素

	大都市・中都市	小都市	農山漁村
交通	徒歩・自転車		
	パーソナル移動体		
	鉄道・LRT		
	バス		
住宅 建築物	自動車（モーター駆動・バイオ燃料）		
	高層住宅・建築物		
	中層住宅・建築物（鉄）		
	中層住宅・建築物（木）		
エネルギー	低層住宅・建築物（木）		
	太陽光・熱		
	熱融通		風力
	バイオエネルギー供給源		

出典：「低炭素社会づくりに向けて」中央環境審議会地球環境部会 報告書

- 県民の消費行動は事業者の経済活動と深く関わっており、これらをつなぐことで県民生活や経済活動と温室効果ガスの排出削減の両立を図っていきます。（図1-6）
- 各主体の活動のネットワーク化を図ることにより、相乗的な効果の拡大と県内全域での活動を促進していきます。（図1-7）

図1-6 取組の例

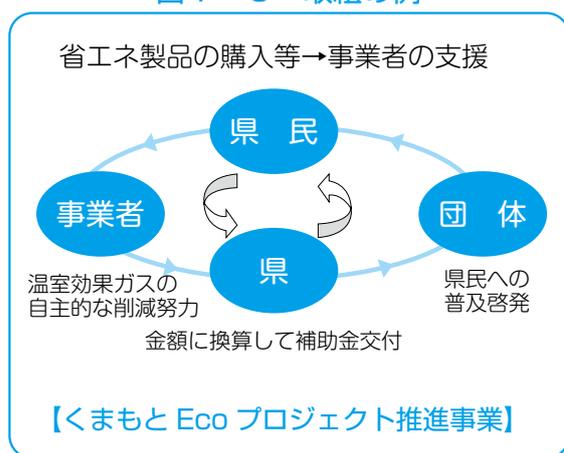
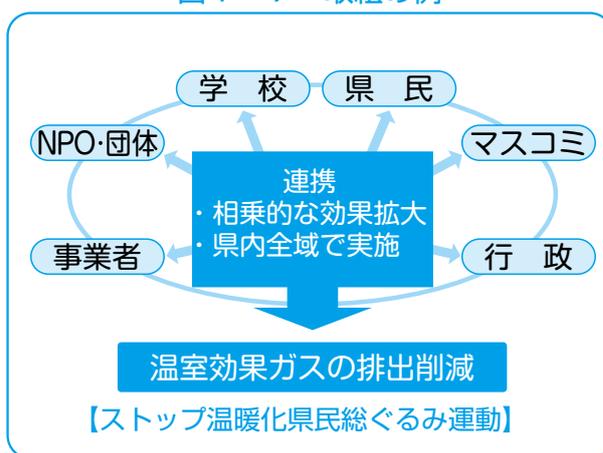


図1-7 取組の例



- 本県には、温室効果ガスの排出削減に寄与する素材や特性が数多くあり、これらを積極的に活用することで、「くまもと」らしい排出削減の取組を推進していきます。

本県の素材・特性

○太陽エネルギー

本県の年間日照時間は、2,124時間で全国13位（2007年）となっています。この恵まれた太陽エネルギーを活かして太陽エネルギー利用機器等の普及を促進します。

一般家庭への太陽光発電の設置件数は19,020件、普及率は4.31%（平成22年3月末現在）で、佐賀県に次いで全国2位となっています。

○森 林

森林面積は46万4千ヘクタールで、県土の63%を占めており、全国18位（2008年）となっています。そのうち、スギ、ヒノキ等の人工林が森林面積の約61%を占め、間伐等の森林施業を中心とした森林吸収源対策を推進します。

前計画における2010年度の森林吸収量の目標は、89万8千 t-CO₂（基準年度の温室効果ガス排出量の8.1%に相当）

○水資源

本県には、小水力発電の潜在的な適地と考えられる中小河川や農業用水路が、中山間地を中心に数多く存在しており、国が実施した包蔵水力^{*1}調査では、発電可能な中小河川等の潜在的な発電量が約2,132GWhで、全国18位^{*2}となっています。これらの河川や水路を活用した取組を促進します。

※1 包蔵水力とはある水系が持つ、発電用水として利用することができる水力エネルギーの量。

※2 出典：資源エネルギー庁データベース「日本の水力エネルギー量」

○再生可能エネルギー産業

県内には、太陽光発電装置の製造企業、家畜糞尿や草木を原料としたバイオマスガス製造施設等の一定の産業集積があります。

「熊本県産業振興ビジョン 2011」において、再生可能エネルギーを重点成長5分野の中のクリーン関連分野に位置付け、人材育成や新産業の創出、企業誘致等の取組により、一層の産業集積（フォレスト）を形成していきます。

○熊本県環境センター

環境センターは、本県の環境学習、環境情報提供の拠点施設として水俣市に設置され、館内での活動のほか、学校や地域住民等を対象に動く環境教室や各種体験学習を実施しています。

地球温暖化問題をはじめとする環境学習を推進するため、引き続き拠点として活用を図っていきます。

- 温室効果ガスの排出削減に大きな効果があるものや「くまもとの夢4カ年戦略」等で重要な施策とされているものなど、特に県として重点的に取り組む必要があるものを【重点施策】として位置付け、積極的に取り組んでいきます。

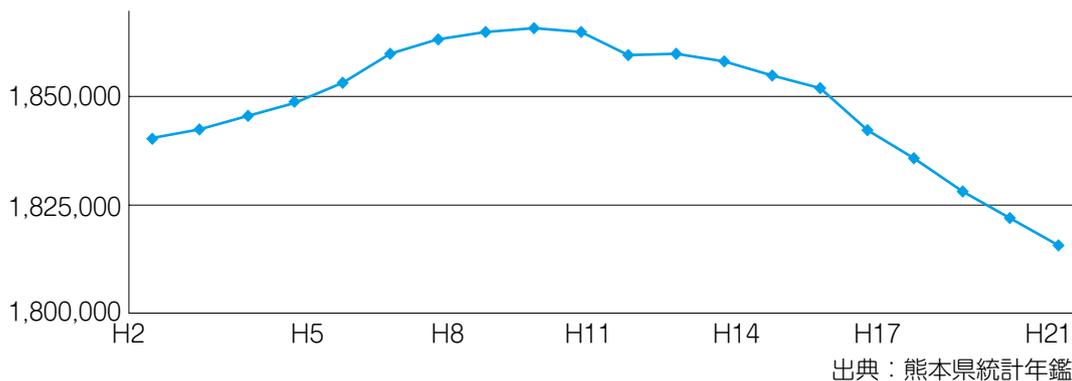
(2) 各部門における温室効果ガス排出の削減

①家庭部門における取組

現 状

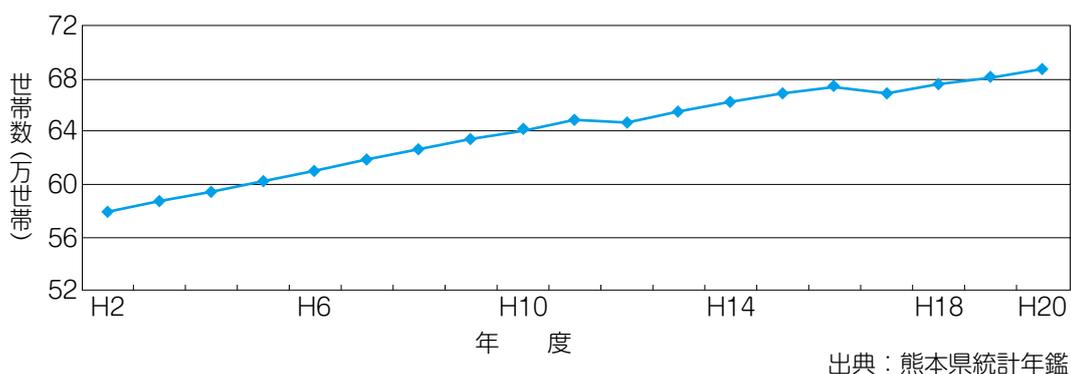
○本県の人口は、平成10年度の186万6千人をピークに緩やかな減少を続けており、平成21年度には181万6千人となっています。基準年（平成2年）度との比較でも、2万4千人、約1.3%の減少となっています。（図1-8）

図1-8 熊本県内の人口の推移

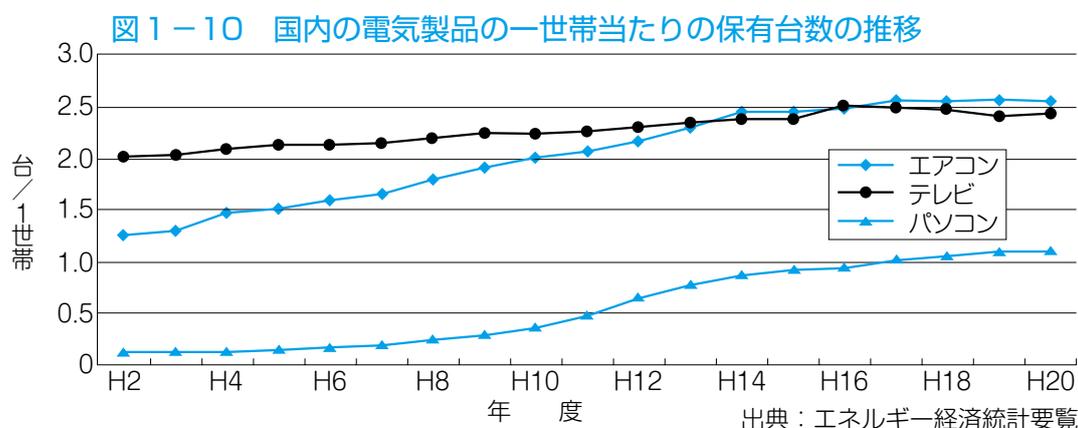


○本県の世帯数は、平成21年に約69万3千世帯であり、人口が減少に転じた平成11年以降も増加が続いています。基準年（平成2年）度との比較では、約11万4千世帯、19.7%の大幅な増加となっています。（図1-9）

図1-9 熊本県内の世帯数の推移



○平成20年度の主な電気製品の1世帯当たりの保有台数は、基準年（平成2年）度と比較して、エアコンは約2.0倍、テレビは約1.2倍、パソコンは約11.0倍に増加しています。（図1-10）



○住宅用太陽光発電の設置件数は19,020件となっており、普及率は4.31%（平成22年3月末現在）で、佐賀県に次いで全国2位となっています。

○くまもとエコファミリー登録数は5,530件（平成22年3月末現在）です。

課題

- 省エネ、資源循環型のライフスタイルへの転換（啓発）が必要です。
- 省エネ家電・製品等の普及拡大が必要です。

施策の方向性

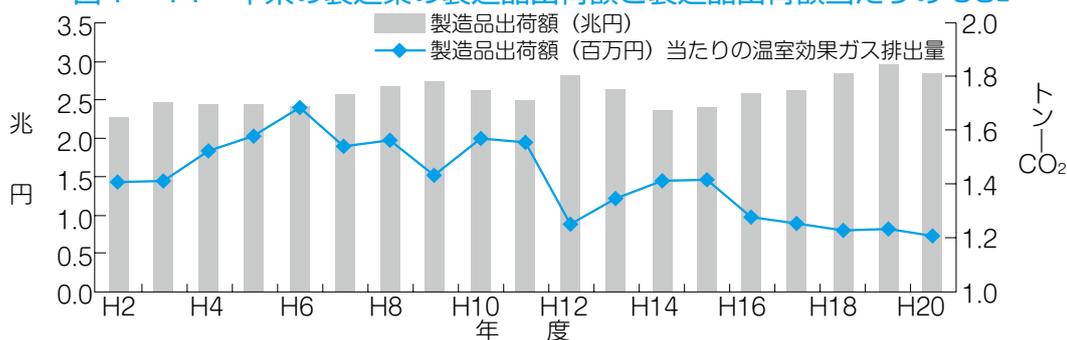
- 環境負荷を低減する消費行動等の促進
 - ・県民に対して、県のホームページやメールマガジン、マスコミなどを通し、排出削減のための具体例やイベント等に関する情報の積極的な提供を行います。
- 温室効果ガス排出量の表示（見える化）等の促進
 - ・排出量の見える化と県民や事業者等にとって手軽に実践でき、かつ、大きな効果がある取組の普及拡大を促進します。
- 省エネ製品等の導入促進【重点施策】
 - ・県民の消費行動は事業者の経済活動と関わりが深いことから、家庭部門と産業部門の連携により、高効率の照明（LED等）等の省エネ家電・製品の購入等を促進します。

②産業・業務その他部門における取組

現 状

- 「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」の改正（平成22年4月施行）に伴い、算定・報告・公表制度の対象が、事業所単位から事業者単位へと見直され、制度の適用範囲が拡大されました。
- 平成19年度の県内の製造品出荷額は過去最高を更新(29,560億円)しましたが、製造品出荷額当たりの温室効果ガス排出量は、減少傾向にあります。(図1-11)

図1-11 本県の製造業の製造品出荷額と製造品出荷額当たりのCO₂



- 県内への誘致企業件数は、平成18年度は40件、平成19年度は35件、平成20年度は18件、平成21年度は17件と、着実に増加しています。
- 大手誘致企業では、温室効果ガスの排出削減対策が積極的に進められていますが、地場の中小規模事業者においては、対策が十分とはいえません。
- ISO14001の認証取得者数は平成17年度の171件をピークに減少傾向にありますが、エコアクション21の認証取得者は大きく伸びています(平成16年度：5件 → 平成21年度：107件)。

課 題

- 温室効果ガスの排出削減対策が遅れている中小規模事業者への支援が必要です。
- 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21）の一層の普及が必要です。

施策の方向性

- 環境マネジメントシステムの導入促進
 - ・中小規模事業者の温室効果ガスの排出削減を促すため、エコアクション21自治体イニシアティブプログラム等の活用により、環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- 事業活動温暖化対策計画書制度の普及促進
 - ・平成22年4月1日に施行した「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」において「事業活動温暖化対策計画書制度」を導入しましたが、県と事業者団体や経済団体による学習会・研修会等を通じて、同制度の普及に努め、事業者の自主的な温室効果ガスの排出削減を促進します。

○地球温暖化対策技術の導入促進

- ・エネルギー消費量の低減による温室効果ガスの排出削減を図るため、高効率の照明（LED等）や空調等の導入を促進します。

○環境金融の促進

- ・事業者等が行う環境投資への低利融資や環境格付けによる信用の付与、環境リスクの保険制度等の普及を促進します。

○環境に配慮した農林水産業の促進

- ・「エコファーマー」や「有作くん」などの認証拡大など、くまもとグリーン農業に取り組む農業者を支援することにより、化学肥料の削減等を推進します。

○家畜排せつ物の適正処理等の推進

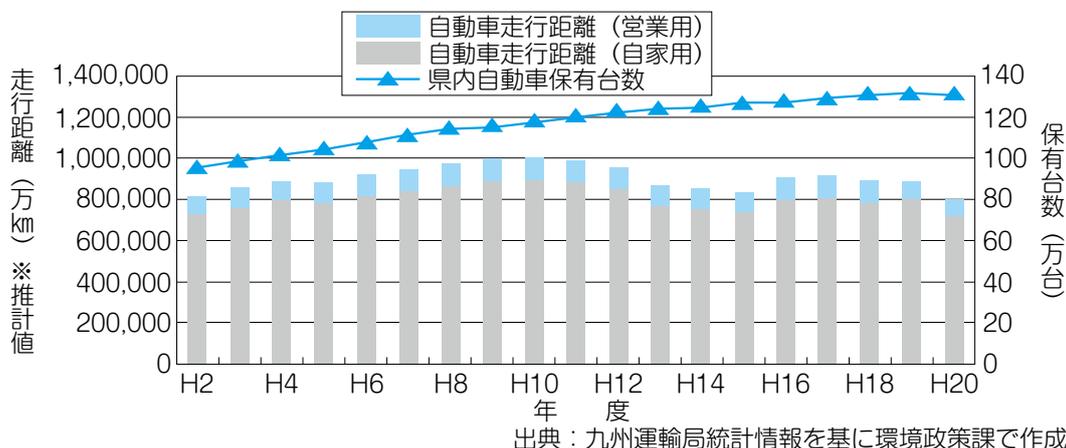
- ・家畜排せつ物の適正処理及び利用のための技術的な指導を通して、堆肥の流通、利用推進を図ります。

③運輸部門における取組

現 状

- 本県の平成20年度の自動車保有台数は約131万台で、基準年（平成2年）度と比較して約37%増加しています。（図1-12）

図1-12 熊本県内の自動車保有台数と走行距離



- 1世帯当たりの乗用・軽自動車保有台数は、基準年（平成2年）度の1.4台から1.6台（平成20年度）へと上昇しており、全国の1.3台と比べても多い状況です。
- 特に、燃料消費量が少ない軽自動車は増加傾向にあり、全保有台数の約43%を占めています。基準年（平成2年）度と比較しても約67%増加しており、全体の増加割合の2倍程度伸びています。
- また、低公害車の保有台数は約24万台（平成22年3月末現在）となっており、平成17年3月末の12万5千台から、着実に導入が進んでいます。

課 題

- 自動車利用から公共交通機関、自転車等への利用転換が必要です。
- 自動車の燃料消費量の抑制が必要です。

施策の方向性

○公共交通機関の利用等の促進【重点施策】

- ・バス事業者などが行う公共交通機関利用促進キャンペーンに協力し、バス乗車半額割引券の配布やバス体験乗車及びパネル展示等のイベントへの支援を通して、公共交通機関利用の普及啓発を推進します。
- ・ホームページを活用した公共交通機関に関する情報提供を行います。
- ・子どもたちに公共交通機関を利用する機会を提供するための社会実験等を実施するなど、将来の利用促進につなげるための取組を推進します。

○交通円滑化対策の推進

- ・パークアンドライドの普及拡大と交通結節点の整備を進めます。
- ・熊本都市圏の交通渋滞を緩和するため、環状道路、街路等の整備を推進します。
- ・交通安全施設の整備を中心とした交通環境の改善を実施し、交通流の円滑化等を推進します。また、交通信号灯器の省エネ化を推進します。

○エコ通勤の推進

- ・「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づく、エコ通勤環境配慮計画書制度やパークアンドライドの普及拡大、事業者の駐輪場整備促進による自転車通勤への転換等により、自主的なエコ通勤の取組を促進します。
- ・免許更新の機会を利用して、県民に対してエコドライブへの理解と知識の習得を図ります。

○電気自動車等の普及促進及び関連インフラの整備促進【重点施策】

- ・民間企業等との協定に基づく実証実験等を通じて、電気自動車等の次世代自動車の普及及び充電設備等の関連インフラの整備を進めていきます。

○物流・地域間旅客交通の低炭素化の促進

- ・自動車による長距離輸送から、鉄道やフェリーを活用した輸送への転換を図り、物流等における低炭素化を促進します。

④廃棄物部門における取組

現 状

- 熊本県内の廃棄物部門から排出される温室効果ガスは、606千t-CO₂（平成20年度）で、前年度とほぼ同じですが、基準年（平成2年）度との比較では、24.4%減少しています。
- 家庭における電気製品や産業活動で使われている、いわゆる代替フロン等3ガス（HFCs（ハイドロフルオロカーボン類）、PFCs（パーフルオロカーボン類）、SF₆（六フッ化硫黄））は、二酸化炭素の数千倍から数万倍の温室効果を有していますが、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律」（フロン回収・破壊法、平成19年10月改正）の施行に伴い、排出量は減少しています。

課 題

- 廃棄物の排出抑制（リデュース）、部品等の再使用（リユース）、使用済製品等の原材料としての再生利用（リサイクル）（3R）を推進し、資源の循環的利用を促進する必要があります。
- 廃棄物の焼却処理に伴い生じるエネルギーの有効利用を図る必要があります。
- フロン回収・破壊法に基づき代替フロン等3ガスの適正処理を徹底する必要があります。

施策の方向性

- 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進
 - ・レジ袋削減等のキャンペーンの実施やホームページ等を通じた情報提供、また、市町村による「一般廃棄物処理計画」、「循環型社会形成推進地域計画」等の策定への支援により、県民、事業者による一般廃棄物の発生抑制等の取組を促進します。
 - ・廃棄物の排出事業者が行う「廃棄物処理計画」策定への指導、研修会の開催や情報提供、自動車、包装容器、家電及び食品のリサイクルの推進等による産業廃棄物の発生抑制等を推進します。
 - ・農業系産業廃棄物や下水汚泥の再生利用、バイオマスの利活用による廃棄物の発生抑制等を推進します。
 - ・市町村が設置するごみ焼却施設における高効率発電設備の拡充を積極的に支援し、熱エネルギーの有効活用を図っていきます。
- 廃棄物の適正処理の推進
 - ・一般廃棄物処理施設の維持管理の徹底や下水処理施設の整備、海岸漂着物対策により、一般廃棄物の適正処理を推進します。
 - ・廃棄物の排出事業者や処理事業者への指導、公共関与による管理型最終処分場の整備等により、産業廃棄物の適正処理を推進します。

○産学官の連携によるリサイクル技術の開発・研究

- ・廃棄物の排出事業者等が行うリサイクル等の研究及び技術開発への支援、循環型社会ビジネスの振興により、環境関連技術の研究、開発及び普及と環境ビジネスの振興を推進します。

○代替フロン等3ガスの適正処理の推進

- ・事業所への立ち入り調査の実施などフロン回収・破壊法などの関連法令の適正な運用に努めます。

(3) 部門横断的な取組

①再生可能エネルギーの利用の促進

現 状

- 本県の住宅への太陽光発電の設置件数は19,020件で、普及率は4.31%と佐賀県に次いで全国2位となっています（平成22年3月末現在）
- その他に県内には、風力発電8か所、太陽熱利用11か所、バイオマス熱利用14か所等（平成20年度末現在）があり、再生可能エネルギーによる発電量は、県内で消費される全エネルギーの0.6%となっています。
- 県内企業による大規模太陽光発電施設の建設が進められています。

課 題

- 県内で消費される全エネルギーに占める再生可能エネルギーによる発電量の割合を引き上げる必要があります。

施策の方向性

○再生可能エネルギーの優先利用の促進【重点施策】

- ・「新エネルギー導入促進戦略プラン（仮称）」（平成23年度策定予定）に基づき、新エネルギーの導入を促進します。
- ・本県の恵まれた日照時間を活かして、住宅や事業所等への太陽エネルギー利用機器等の導入を促進します。
- ・農山漁村を中心に数多く存在している中小河川や農業用水路等を活用した小水力発電や豊かな森林資源を活用した木質バイオマスボイラーの導入など、地域特性に適合した再生可能エネルギーの地産地消モデル構築を促進します。
- ・県有施設における再生可能エネルギーの率先導入等を通して、県民や事業者への普及啓発を図ります。
- ・県民参加による再生可能エネルギーの導入方策など、再生可能エネルギーの普及促進のための新たなシステムの構築を促進します。

②地域づくり・まちづくりにおける取組

現 状

○県民や事業者による屋上緑化や壁面緑化（グリーンカーテン）の取組が広がっています。

課 題

- 建築物や敷地、公共施設の緑化、公園の整備等による緑地の保全を図る必要があります。
- 温室効果ガスの排出が少ない地域づくり、まちづくりの視点で、各施策等との連携を図りながら進めていく必要があります。

施策の方向性

- 緑化の推進及び緑地の保全
 - ・事業者が実施するビルやマンション等の屋上や壁面の緑化への支援等により、建築物や敷地の緑化を促進します。
 - ・公園内の緑地や植栽の整備推進、緑化ボランティアへの支援により、都市緑地の保全を図ります。
 - ・県有施設の壁面緑化等を通して、県民への普及啓発を図ります。
- 各施策等との連携
 - ・公共交通機関等の利用促進や建築物の環境性能の向上、再生可能エネルギーの優先利用の促進等と連携し、温室効果ガスの排出が少ない地域づくり、まちづくりを促進します。

③建築物に係る対策

現 状

- 低炭素社会への転換があらゆる分野で求められる中、建築行政においても中長期的視点に立った地球温暖化対策としての取組の充実が求められています。
- 建築物・住宅と関連が深い業務その他部門及び家庭部門の温室効果ガスの排出量をみると、基準年(平成2年)度と比べて平成20年度は10.0%増加。産業部門(−2.8%)や運輸部門(−2.2%)に比較しても高い伸びとなっています。

課 題

- 建築物は、一旦建築されると長期にわたり利用されるものであり、環境性能の低い建築物の環境への影響は長期にわたり継続することから、新築、増改築、改修時点において環境性能の向上を図る取組を早期に強化することが重要です。また、多数存在する既存建築物についても環境性能の向上を促す取組が必要です。
- その際には、省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面だけでなく、建築物の長寿命化にもつながる室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上の側面も含め、環境性能を総合的に高めていくことが地球温暖化対策として重要です。

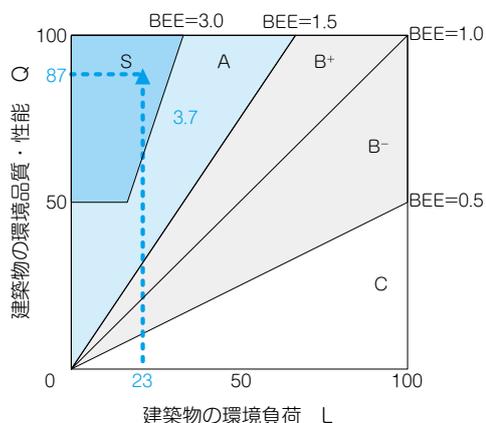
施策の方向性

○建築物環境配慮制度の導入等による建築物の環境性能の向上促進【重点施策】

- ・建築主や所有者が建築物の環境性能の評価を含めた「建築物環境配慮計画書」等の届出を県に対して行い、その計画書等を県が公表する「熊本県建築物環境配慮制度(平成22年10月施行)」により、建築物の省エネ化・省資源化等を促し、環境性能の総合的な向上を図ります。
- ・「熊本県建築物環境配慮制度」の環境性能評価項目において、県独自の重点評価項目を設定し、本県の地域特性や政策との連動を図ります。また、「推奨ランク」や「標準ランク」を設定し、より高いレベルへの取組の誘導を図ります。

■参考：建築物の環境性能の評価について

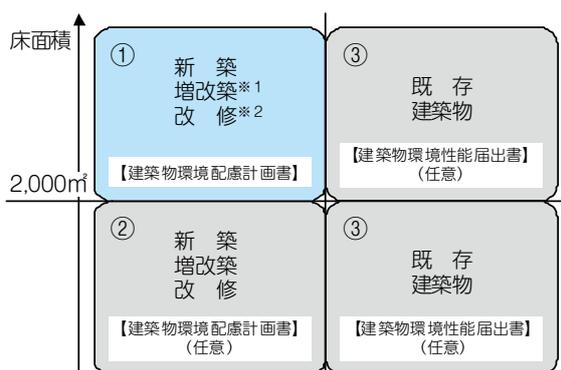
CASBEEという評価ツールを使用し、建築物の環境品質（Q）と環境負荷（L）を数値化し、建築物の環境性能効率（BEE）として、 Q / L で建築物の環境性能を評価し、また、BEE値により、建築物の環境性能を5ランクに区分・格付けします。



ランク	評価	ランク表示	BEE 値
S	素晴らしい	★★★★★	BEE=3.0以上、Q=50以上
A	大変良い	★★★★	BEE=1.5以上 3.0未満
B ⁺	良い	★★★	BEE=1.0以上 1.5未満
B ⁻	やや劣る	★★	BEE=0.5以上 1.0未満
C	劣る	★	BEE=0.5未満

「CASBEE」は、(財) 建築環境・省エネルギー機構が開発した建築環境の性能を総合的に評価するツール

■熊本県建築物環境配慮制度の対象・概要等



※1 増改築に係る部分の床面積が2,000m²以上の場合に適用
 ※2 一定の大規模改修に適用
 ① □ : 提出が必要 ②、③ □ : 任意の提出

【本県の重点評価項目】

「くまもとの夢4ヵ年戦略」や「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」の理念や考え方を念頭に、設定

- ◆温室効果ガス排出量削減の推進
- ◆安全安心で暮らしやすい社会の実現
- ◆地域資源の有効活用と保全
- ◆循環型社会の実現

【推奨ランク、標準ランク】

- ◆推奨ランク：Aランク（大変良い）以上
- ◆標準ランク：B⁺（良い）

2 森林による二酸化炭素吸収源対策の推進

現 状

- 「熊本県森林吸収量確保推進計画」に沿った平成21年度の間伐面積は13,169haで、これを含む平成22年度の森林による二酸化炭素純吸収量898千t—CO₂（平成2年度の温室効果ガス総排出量の8.1%相当）を目指して整備を推進しています。
- 木材は、建築資材として使用されるほか、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えないカーボンニュートラルの特性を有しており、需要への関心が高まっています。
- 環境保全への社会貢献のため、植林や間伐に取り組む企業が広がっています。

課 題

- 木材価格の低迷等により、森林所有者の経営意欲が低下しています。
- 森林が有する二酸化炭素の吸収作用（効果）を積極的に評価する必要があります。
- 樹木を木材として利用している期間に発揮される二酸化炭素の固定作用を積極的に評価する必要があります。

施策の方向性

- 森林整備等の促進【重点施策】
 - ・森林の適正な維持管理のため「熊本県森林吸収量確保推進計画」に沿って間伐を実施します。
- 企業等による森林整備活動の促進
 - ・平成22年4月に創設した「熊本県吸収量認証制度」による認証を通して、県内事業者等が行う森林整備活動を促進します。
- バイオマスボイラーの普及及び効率改善の推進
 - ・重油等を燃料としているボイラーの木質バイオマスボイラーへの転換と、既存ボイラーの効率改善を促進します。
- 住宅、中大規模建築物への県産材利用促進
 - ・建築物、工作物、備品や消耗品など身の周りの幅広い分野で県産の木材利用を促進します。

3 基盤的な施策の推進

①地球温暖化防止に関する教育及び学習

現 状

- 本県の環境学習、環境情報提供の拠点施設である熊本県環境センターが平成5年に水俣市に設置され、同センターでの活動のほか、県内各地で「動く環境教室」や各種体験学習を実施しています。
- エコロジストリーダーや地球温暖化防止活動推進員等の専門的な知識や経験を有する人材の育成を行っています。
- 県民や事業者等に地球温暖化問題への理解を深めてもらい、温室効果ガスの排出削減のための具体的な行動を促すため、環境フェアやセミナー等を開催しています。
- 地域住民等を対象に地球温暖化防止活動推進員が普及啓発を実施しています。
- NPO等による、地球温暖化防止のためのセミナーやイベントの開催、実践活動（子どもを対象とした環境教育、一斉消灯の呼びかけ、レジ袋削減（マイバッグの利用）、市民共同発電所の設置等）が行われています。

課 題

- 多くの県民が参加できるように、様々な機会を通じて、地球温暖化防止に関する教育及び学習の機会を提供することが必要です。
- 地球温暖化防止に関する豊富な知識や経験を有する団体等との連携が必要です。

施策の方向性

- 教育・学習の機会の充実【重点施策】
 - ・熊本県環境センターの積極的な活用や地球温暖化問題に関するイベント等の実施により、教育・学習の機会の充実を図ります。
 - ・熊本県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員等と連携して、環境学習を推進します。
- 専門的な知識又は経験を有する人材の育成
 - ・エコロジストリーダーや地球温暖化防止活動推進員等の専門的な知識又は経験を有する人材の育成に取り組みます。

②研究開発及び産業育成等

現 状

- 産業廃棄物・リサイクル分野、環境保全分野、再生可能エネルギー分野、特に、再生可能エネルギー分野、産業廃棄物・リサイクル分野である循環型社会ビジネスへの期待が高まっています。
- 本県は、太陽エネルギーや森林、水資源などの再生可能エネルギーに利用可能な地域資源に恵まれています。

課 題

- 本県が有する地域資源を活用した環境産業の振興が必要です。

施策の方向性

- 事業者・団体・大学等の教育研究機関との連携による技術開発の推進
 - ・事業者・団体・大学等の教育研究機関と連携しながら、技術開発を推進します。
- 産業育成、中小企業支援、新たな事業の創出の推進
 - ・「熊本県産業振興ビジョン2011」や「熊本県新エネルギー導入促進戦略プラン（仮称）」（平成23年度策定予定）に基づき、中小企業への支援、新たな事業の創出に努め、環境産業の振興を図ります。

③県民運動の展開

現 状

- 平成20年8月に、環境活動団体、事業者、マスコミ、学校、行政等の団体・機関で構成する「熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議」を設置し、普及啓発のためのキャンペーンや講演会、優良事例の発表等を実施してきました。
- 設立当初から取り組んでいる「県内統一行動」では、手軽に取り組むことができ、かつ効果がある、ノーマイカー通勤・エコドライブ、マイバッグ利用（レジ袋削減）、省エネ家電、製品の購入等の6項目を掲げて、県民や事業者への普及啓発を図っています。
- 平成23年3月に実施したアンケート調査によれば、県内統一行動の項目をいつも実践している人の割合は、最も高い項目でも約4割です。
- 2010年の県民アンケート調査によれば、94.6%の人が地球温暖化防止行動の実践が必要と感じているものの、実践している人の割合は74.2%にとどまっています。

県内統一行動をいつも実践している人の割合（アンケート調査H23.3実施）

※有効回答1,462人

①ノーマイカー通勤・エコドライブ	39.2%
②マイバッグの利用（レジ袋削減）	38.8%
③省エネ家電・製品の購入	42.3%
④テレビを見る時間を減らす	23.9%
⑤地球にやさしい冷暖房温度の設定	41.1%
⑥地産地消（地元産・国産食品購入）	54.4%

課 題

- 地球温暖化防止行動を実践している人の割合を引き上げる必要があります。

施策の方向性

- ストップ温暖化県民総ぐるみ運動の推進
 - ・「熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議」の一層の会員拡大を図り、地球温暖化防止活動を県民運動として推進します。
 - ・県内統一行動の県内全域への普及を図り、地球温暖化防止行動をする県民の割合を増やします。
- チャレンジ25キャンペーンの推進
 - ・国民運動であるチャレンジ25キャンペーンを推進します。

4 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減(地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画)の推進

現 状

- 本県では、平成10年1月に「省エネ・省資源のための県庁重点率先行動」を定め、平成12年8月以降は「地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画」に基づいて、すべての県機関で地球温暖化対策に取り組んできました。
- また、平成14年3月にISO14001の認証を取得、平成20年4月には自己宣言方式に移行し、同規格に準じた環境管理システムにより、県の事務・事業に係る環境配慮の徹底を図っています。
- 事業者や県民等に地球温暖化防止に向けた自主的かつ積極的な取組を求めるに当たっては、県自らが事業者・消費者として温室効果ガスの排出の削減等に取り組む意義は極めて大きいといえます。
 - 1)県の事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出削減等により、県内の温室効果ガスの実質的な排出削減等に寄与できる。
 - 2)県が率先的に取り組むことにより、市町村、事業者、家庭等の行動に波及していくことが期待される。
 - 3)電気・燃料・紙・水の使用量及び廃棄物の発生量の抑制により、経費の削減につながる。
- 平成21年度における県の事務・事業に係る温室効果ガス(34ページ記載の6ガス参照)の排出量(CO₂換算)は40,573 t (※)で、平成16年度と比較すると13.8%減少しています。
- 県機関別の温室効果ガスの排出割合は、知事部局が47.8%と最も多く、次いで教育委員会が33.3%、警察が18.9%となっています。(表1-3)
(※)一般家庭約8050世帯が1年間に排出する温室効果ガスに相当します。

表1-3 県機関別の温室効果ガスの排出量

	H21排出量 (t-CO ₂)	構成比(%)
知事部局	19,398	47.8
教育委員会	13,501	33.3
警察本部	7,674	18.9
合 計	40,573	100

- 温室効果ガス排出量を物質別にみると、二酸化炭素が全体の93.7%を占め、その他のガス(メタン・一酸化二窒素等)が6.3%となっています。
また、エネルギー別の温室効果ガスの排出割合は、電気の使用によるものが全体の63.8%で、次いでガソリンの10.9%、灯油の5.4%、重油の4.7%となっています。
(表1-4)

表1-4 県の事務・事業に係る温室効果ガスの排出量

	前計画の目標 (H22までの対 H16削減率)(%)	H16排出量 (t-CO ₂)	H21排出量 (t-CO ₂)	H21/H16 増減率 (%)	達成状況	全体に 占める割合 (%)
二酸化炭素		44,386	38,007	-14.4	—	93.7
電気	-5	28,065	25,901	-7.7	○	63.8
重油	-13	4,091	1,916	-53.1	○	4.7
灯油	-13	3,289	2,177	-33.8	○	5.4
都市ガス	-8	1,247	1,060	-15.0	○	2.6
LPG	-10	362	332	-8.3	×	0.8
ガソリン	-6	4,437	4,426	-0.2	×	10.9
軽油	-6	2,064	1,695	-17.9	○	4.2
ジェット燃料	—	831	500	-39.8	—	1.3
その他のガス(メタン・一酸化二窒素等)	—	2,682	2,566	-4.3	—	6.3
合計	-6	47,068	40,573	-13.8	○	100

課題

○省資源の取組については、水の使用量、廃棄物発生量（リサイクルを除く）に係る削減目標が達成されましたが、コピー用紙、リサイクル率については未達成でした。これは、水の使用量については、節水機器の導入及び職員の節水行動の浸透等により、削減が図られた一方、コピー用紙については、削減した機関があるものの業務量の増加等に伴い、使用量が増加したことによるものと考えられます。

施策の方向性

- エコオフィス活動の推進
 - ・引き続き、環境管理システムを活用し、毎年度、点検と評価を行い、県の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減等に努めます。
 - ・取組の内容については、技術の進歩、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。
- 環境に配慮した事業の推進
 - ・外部委託や請負により実施する事務・事業についても、温室効果ガスの排出削減等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

○県の取組状況の公表

- ・ 県の取組内容や結果は、県民や事業者の取組の参考例となるよう、ホームページ等を利用して積極的に公表します。（表1-5）
- ・ 職員は、公共交通機関の利用やエコドライブ、省エネルギー・省資源、環境保全活動への参加等により、家庭や地域に環境配慮の取組が広がるよう努めます。

表1-5 県の取組状況一覧

		I 全職員共通の取組	II 施設管理等での取組
省 エ ネ ル ギ ー の 徹 底	電気使用の節減	<ul style="list-style-type: none"> ・照明のこまめな消灯 ・OA機器等のこまめな節電 ・エレベータの利用自粛 ・冷暖房の効率的な使用 ・サマー・エコ・スタイル ・水使用量の抑制 (汲み上げによる電気使用量の抑制) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築・改修等の計画の際の取組 ・施工の際の取組 ・使用量の把握 ・空調設備の適切な管理 ・照明機器の管理及び省エネ機器への転換 ・備品等の見直し及び適切な管理
	重油・灯油・ガス使用の節減	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房の効率的な使用 ・給湯設備の適切な使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベータの制御 ・緑化促進
	ガソリン・軽油使用の節減	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ等の推進 ・運行の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理の徹底
省 資 源 の 徹 底	水使用の節減	<ul style="list-style-type: none"> ・不必要な使用の禁止 ・効率的な利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築・改修等の計画の際の取組 ・節水の取組
	コピー用紙使用の節減	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メディアの活用 ・会議資料の減量化 ・資料の減量化に伴う使用量の削減 ・印刷方法の工夫等による削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機管理等
	廃棄物の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・減量化 ・再利用 ・資源化・リサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ・減量化・再利用・資源化・リサイクル ・バイオマスの利活用 ・焼却の原則禁止 ・廃棄物発生量・資源化量の把握
グリーン購入の徹底		<ul style="list-style-type: none"> ・環境物品等の使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境物品等の合理的な購入
III 公共事業に当たっての環境配慮の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ・「環境影響評価法」及び「熊本県環境影響評価条例」や「熊本県公共事業等環境配慮システム」、「熊本県公共事業等環境配慮チェックリスト」等に基づく、環境に配慮した公共工事の実施 ・再生資材使用の促進 			
IV 事業部門等及び施設管理の委託における環境配慮の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ・企業局、病院、試験研究機関、教育機関等は、専門機器の使用等に際し、環境に配慮 ・施設の管理委託については、環境に配慮した施設管理及び実行計画策定を要請 			

<県の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減等に係る基本目標>

○県の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減等に努めます。

<数値目標等>

○基準年度は、平成21年度とします。(平成21年度の排出量40,573 t-CO₂)

○目標年度は、平成27年度とします。(第四次環境基本計画の最終年度)

○数値目標については、県内の温室効果ガス排出削減目標との整合を図る必要がありますので、県内の削減目標設定に併せて設定します。

表1-6 目標達成のための取組の分野別目標一覧

分 野	目 標
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気の使用量を平成21年度比で10%以上削減する。 ・ 重油、灯油の使用量を平成21年度比で10%以上削減する。 ・ 都市ガスの使用量を平成21年度比で5%以上削減する。 ・ L P ガスの使用量を平成21年度比で5%以上削減する。 ・ ガソリンの使用量を平成21年度比で5%以上削減する。 ・ 軽油の使用量を平成21年度比で5%以上削減する。
省資源・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水の使用量を平成21年度比で10%以上削減する。 ・ コピー用紙の使用量を平成21年度比で20%以上削減する。 ・ 庁舎から発生する廃棄物の量(リサイクル量を除く)を平成21年度比で10%以上削減する。 ・ 庁舎から発生する廃棄物のリサイクル率を40%以上とする。 ・ 公共工事から発生するコンクリート、アスファルト等の建設廃棄物のリサイクル率を100%以上とする。
グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品や役務の購入は、「熊本県グリーン購入推進方針」にて調達目標を定める環境物品等の調達率を100%とする。

5 市町村における温室効果ガス排出削減の推進

現 状

- 地方公共団体実行計画（事務・事業編）は、すべての市町村で策定されています。
- 新エネルギービジョンは25の市町村（55.6%）で、省エネルギービジョンは11の市町村（24.4%）で策定されています。

課 題

- 地域における地球温暖化防止の取組を推進するため、市町村において地方公共団体実行計画（区域施策編）、新エネルギービジョン及び省エネルギービジョンが策定される必要があります。

施策の方向性

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定支援
 - ・市町村に対して、関係法令の改正や国の制度の見直し、先進的な取組、最新の地球温暖化に対する知見等の情報提供を行います。
- 新エネルギービジョン及び省エネルギービジョンの策定支援
 - ・市町村に対して、策定に必要な情報提供等の支援を行います。

【地球温暖化対策の推進に係る基本目標】

- ◎地球環境の保全のため地域でできることを推進します
- ◎温室効果ガス排出量の削減を推進します

【数値目標】

指 標	現 状	目標値 (H27)	目標設定の考え方
温室効果ガス（二酸化炭素換算）総排出量の削減率	H2比1.0%増 (H20年度総排出量(確定値))	—	国の削減目標等が明らかになった時点で設定する予定
くまもとエコファミリー一件数 (累計)	5,530件 (H21)	7,000件	県内世帯数（約70万世帯）の1%を目標に設定
地球温暖化防止活動を実践する県民の割合	74.1% (H22)	90%以上	くまもとの夢4カ年戦略に掲げる目標を本計画の目標として設定
くまもとグリーン農業に取り組む農業者 (戸数) (累計)	—	23,000戸	熊本県食料・農業・農村計画(H23～H27)の指標として設定
組織的な堆肥の広域流通量 (年間)	34,000トン (H21)	58,000トン	熊本県食料・農業・農村計画(H23～H27)の指標として設定
公共交通機関の利用者数	97,306千人 (H20)	93,453千人	利用者が減少しているため、実質的な増加を目指し、H22を基準とした現状維持とする。 ※毎年2%ずつ減少しているため、H20実績の4%減の数値を基準とした。
ノンステップバスの導入割合	10% (H21)	28%	H28の導入目標は30%であり、前年のH27において予想される導入割合を目標として設定
県内における電気自動車、ハイブリッド車の台数 (累計)	13,620台 (H21)	100,000台	国内の販売実績（2009年：21万台）と国のロードマップの普及予測（2020年：230万台）から予測
幹線道路の整備促進及びバイパスなどの建設促進に関する渋滞対策事業進捗率 (対策に必要な全体事業費の執行率)	44% (H21)	51% (H23)	平成24年度の熊本市の政令市移行に伴い、対象事業の一部の事業主体が市となり、県独自の目標設定が困難なことから、平成23年度末までの数値目標を記入
一般廃棄物の再生利用率 (年間)	16.4% (H20)	25%	熊本県廃棄物処理計画（平成23年度～27年度）の目標
一般廃棄物の最終処分量 (年間)	71千トン (H20)	53千トン	熊本県廃棄物処理計画（平成23年度～27年度）の目標
産業廃棄物の再生利用率 (年間)（家畜ふん尿、火力発電所ばいじんを除く。）	47% (H20)	48%	熊本県廃棄物処理計画（平成23年度～27年度）の目標

指 標	現 状	目標値 (H27)	目標設定の考え方
産業廃棄物の最終処分量 (年間) (家畜ふん尿、火力 発電所ばいじんを除く。)	123千トン (H20)	94千トン	熊本県廃棄物処理計画 (平成23 年度～27年度) の目標
廃棄物系バイオマスの 利 活 用 率 (年間)	88% (H21)	—	熊本県バイオマス活用推進基本 計画 (仮称: H23年度策定予 定) に基づき設定
一般住宅用太陽光発電シス テムの新規導入件数(累計)	19,020件 (H21)	—	「新エネルギー導入促進戦略プ ラン(仮称)検討委員会」での議 論を踏まえ検討
新 エ ネ ル ギ ー(※)の 新規導入件数(9施設/年間)	28施設 (H20)	—	「新エネルギー導入促進戦略プ ラン(仮称)検討委員会」での議 論を踏まえ検討
間 伐 実 施 面 積 (年間)	13,169ha (H21)	14,500ha	京都議定書の第1約束期間 (H 20～24) に合わせて作成した 「熊本県森林吸収量確保推進計 画」に基づく整備目標を設定。 H25以降は新たな国際的合意等 を踏まえて見直しを予定
熊本県ストップ温暖化 県民総ぐるみ運動推進 会議の会員数 (累計)	252会員 (H21)	600会員	県内事業者数 (約6万) の1% を目標に設定
地球温暖化防止活動推進 員が行う研修会等への 参加者数(6万人以上/年)	24,626人	60,000人	前計画の目標が未達成のため同 じ目標値を設定
温 暖 化 対 策 地 域 協 議 会 数 (累計)	6協議会 (H21)	11協議会	熊本市及び地域振興局単位で設 置 (11か所)
熊本県の事務・事業から 発生する温室効果ガスの 削減率 (対H16年度比)	13.8%削減 (H21年度総排出量)	—	県全体の削減目標も踏まえて設 定
県が関与する公共施設 の整備・工事等への木 材利用量(13,000m ³ /年)	10,196m ³	13,000m ³	「県産材需要拡大県民運動推進 計画(H23～H32)」に基づき設 定

(※) 新エネルギーとは、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」(以下「新エネ法」という。)で、「石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが石油代替エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるもの」と定義されており、同法施行令において、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス燃料製造の10種類が指定されています。